

## じん肺・アスベスト被害根絶を一じん肺キャラバン 労働局、県、中四国農政局へ要請

10月8日、なくせじん肺全国キャラバンの中国ブロックキャラバン隊が岡山労働局、岡山県、中四国農政局への要請を行いました。

これには、建交労職部会中央、中国、県本部の役員、いの健岡山県センター藤田事務局長、県労会議から12人が参加しました。県の要請には、日本共産党須増県議も同席しました。

### 発注者として有害なトンネル掘削作業の 労働時間制限、アスベスト対策強化を

要請では、トンネル工事の発注積算が1日8時間と改正されて実施されているが、実態はそれに残業が4時間加わり12時間労働と今までと変わっていない。じん肺を引き起こす有害業務と指定されており、残業は2時間に制限されている。この完全な実施のために、現在2件のトンネル工事をしている発注者として、労働時間の制限を発注条件とするよう要請しました。

県は、違法状態があれば、労働局が取り締まることになる。発注契約の内容に違法がなければ労使の自主的な取り決めになるとの立場を示しました。また、じん肺基金設立決議が出ていない唯一の県と指摘し対策強化を求めました。

また、アスベスト建築物解体の立入検査や事前の把握などの対策強化などを求めました。



県への要請をするキャラバン隊 10月8日

### CT画像の提出強要しないなど要請—労働局

労働局では、じん肺療養の要否に喫煙歴を判断理由にしないこと、じん肺管理区分決定にCT画像提出の強要をしないこと、トンネル工事の労働時間の実態の立ち入り調査、粉塵職場への監督強化を要請しました。

中四国農政局では、高知県でのトンネル工事について8時間労働を契約時に受注者に要請し、監督署にもその監督を要請したことなどの説明があり、今後も継続することを要請しました。

## 「過労死等予防対策推進シンポ」への参加を

11月28日13時半—16時 岡山市勤労者福祉センター4階大会議室

講演：岩城穰弁護士（過労死防止全国センター事務局長）、清水善朗弁護士、山本勝敏弁護士（過労死弁護団）主催：厚生労働省

昨年6月成立した過労死等防止対策推進法は、「過労死防止の責務を国、自治体が持つ」と定めました。これにより、昨年家族の会やいの健センターが各地で開催してきた過労死防止の「集い」を厚生労働省主催で行うことになり、岡山でも11月28日「シンポ」が開催されます。これまでの運動の大きな成果です。是非ご参加ください。

また、推進法では「大綱」を定めるとして、過労死防止運動を進めてきた家族の会、弁護士、学者7人が大綱制定の協議会に入り月80時間以上の36協定をゼロにする、労働時間間隔を11時間以上にするを提起しましたが、現行法制度が前提として入りませんでした。（裏面）これらは過労死防止のカギとなるもので、今後の運動方向を提示する講演となります。

## 第5回協議会に提出された大綱(案)について

協議会委員

川人博、岩城稔、森岡孝二、寺西笑子、

中野淑子、中原のり子、西垣通世

(2015年(平成27年)5月25日)

### 1 経過

2014年6月20日、過労死等防止対策推進法(以下、「過労死防止法」といふ)が成立し、同年11月1日に施行された。厚生労働省には「過労死等防止対策推進室」が置かれ、法にもとづく最初の「過労死等防止啓発月間」の11月を中心に、全国各地で労働局と過労死防止に取り組む民間団体が連携して過労死啓発シンポジウムが開催された。

この法律の最大の意義は、過労死の防止を国および自治体の責務として定めたことにある。これによって、はじめて過労死等の総合的な調査研究が国の責任で行われることになる。とともに、啓発、相談体制の整備、民間団体の活動に対する支援等の過労死防止対策が実施されることになった。

また過労死等の防止対策に関する大綱を作成するために厚生労働省に「過労死等防止対策推進協議会」が設置された。協議会には、私たち7名を含め、過労死遺族、労働者代表、使用者代表、学識経験者の20名が

参加している。これまで協議会は、

2014年12月17日(第1回)、2015年2月20日(第2回)、4月6日(第3回)、4月28日(第4回)、5月25日(第5回)に開催されたが、第1回協議会は委員の自己紹介と意見表明、第2回協議会は、国と地方の公務災害の状況が主な議題であった。第3回協議会では大綱の構成を箇条書きにした「大綱(案)骨子」が事務局から示されたにとどまり、第4回協議会にいたって、ようやく文章で肉付けされた検討に堪えうる「大綱(素案)」が示された。

私たち7人は、この間、第3回協議会に向けて、3月中旬に私たちの見解(大綱試案)を事務局に送るとともに、毎回、協議会の議論をリードして、大綱の望ましい内容と改善すべき項目について、こもごも意見を開陳した。

### 2 評価できる内容

過労死防止法には「労働時間」、「長時間労働」、「賃金不払残業」等の語句はない。しかし、過労死防止の見地からは当然とはいえ、大綱案には

随所にこれらの語句が取り入れられた。また大綱案は、労働安全衛生法、労働契約法等の規定に触れて、事業者(使用者)は安全健康確保義務を有していると述べている。これも法の規定にはなかったものである。近年では過労自殺が若い年齢層に多発していることが知られているが、大綱案は、若者の働き方の啓発に関連して、大学生・高校生に対する過重労働による健康障害防止を含めた労働関係法令に関する知識の重要性を強調している点でも注目される。

大綱案は啓発、相談体制の整備、民間団体の活動に対する支援等は、調査研究の成果を踏まえて行うとしながらも、過労死等の防止は喫緊の課題であり、調査研究の成果を待つことなく、長時間労働を削減し、労働者の健康管理にかかわる措置を徹底し、良好な職場環境を形成の上、労働者の心理的負担を軽減していくことは急務であるとしている。

啓発シンポジウムの開催を含む過労死等防止対策の推進における民間団体への国および地方公共団体の支援が細かく述べられていることも大綱案の特徴である。

### 3 残された課題

私たちは、①週労働時間が60時間以上の労働者をゼロにすること、

②月80時間以上の時間外労働の特別延長時間を定める36協定をゼロにすること、③インターバル休息制度の導入についても数値目標をもつて取り組むこと、④すべての事業場・労働者について労働時間を客観的方法により適正に把握させることなどを主張したが、結局、大綱の対策は現行の法制度を前提としているという理由で受け入れられなかった。しかし、これらは過労死等の防止の鍵を握るものであるため、今後の大綱の運用の中でできる限り実現していく必要がある。

過労死防止法は、施行後3年を目途として、施行状況等を勘案し、検討が加えられることになっている(附則2項)。私たちは調査研究等の結果を踏まえ、この大綱に規定されている対策について適宜見直すとともに、上記4点を含め、過労死等の防止のために必要な法制上又は財政上の措置が講じられることを期待する。